

鹿児島県外来医療計画の概要

[計画期間] 令和2年度～令和5年度(4年間)

計画策定の趣旨

医療法の一部が改正されたことに伴い、医療計画の定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加。高齢者数がピークを迎える2040年に向けた生産性の向上、医師の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策など、取組強化が求められ、これらの動きや、国の方針等を踏まえ、新たな計画を策定。

計画の位置づけ

医療法の第30条の4第1項の規定に基づく計画として、本県の外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画的・総合的な推進の基本を示すもので、現行の「鹿児島県保健医療計画(計画期間:平成30年度～令和5年度)」の一部として位置づけ。

計画の構成

第1章 総論

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画期間

第2章 本県の外来医療の現状・課題

- 第1節 本県の外来医療機能の現状・課題
 - 1 区域単位
 - 2 現状・課題
 - ア 医療資源の状況(病院／一般診療所)
 - イ 外来医師偏在指標と外来医師多数区域
 - (ア) 外来医師偏在指標
 - (イ) 外来医師多数区域
 - ウ 現時点で不足している外来医療機能
 - (ア) 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
 - (イ) 在宅医療の提供体制
 - (ウ) 産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制
 - (エ) その他
- 第2節 本県の医療機器の現状・課題
 - 1 区域単位
 - 2 現状・課題
 - ア 医療機器の保有状況
 - イ 医療機器の配置状況

第3章 施策の方向性

- 第1節 取組の基本的方向
- 第2節 各施策の方向性
 - 1 外来医療提供体制
 - ア 新規開業者等に対する情報提供
 - イ 新規開業者への対応
 - ウ 協議の場の設置
 - 2 医療機器の効率的な活用
 - ア 新規購入希望者等に対する情報提供
 - イ 医療機器の共同利用に係る計画
 - ウ 協議の場の設置

第4章 計画の推進方策

- 第1節 外来医療計画の周知と情報提供
- 第2節 計画の推進体制と役割
 - 1 県
 - 2 各医療機関

外来医師偏在指標

・ 外来医療機能の偏在等の可視化に当たっては、外来医療サービスの提供主体は医師であることから、外来医療に関する指標として医師数に基づく指標を算出することとされている。

・ 5つの要素(医療需要及び人口構成とその変化、患者の流出入等、へき地の地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別)を勘案した人口10万人対診療所医師数を用いて算出。

・ 大半の診療所が1人の医師によって運営されており、診療所数と診療所の医師数は1:1に近い傾向があることから、外来医師偏在指標は診療所の偏在状況を示す指標としても使用可能であると考えられる。

外来医師多数区域

圏域名	診療所 従事医師数	外来医師 偏在指標	全国順位	外来医師 多数区域
鹿児島	702	127.4	35	○
南薩	113	120.4	47	○
川薩	118	125.4	38	○
出水	60	86.7	240	
始良・伊佐	192	103.8	126	
曾於	41	89.5	229	
肝属	108	97.4	166	
熊毛	15	84.8	257	
奄美	63	105.3	114	

施策の方向性(主なもの)

【外来医療提供体制】

- ア 新規開業者等に対する情報提供
 - 二次保健医療圏毎の外来医師偏在指標及び外来医師多数区域である二次保健医療圏の情報等について、新規開業希望者等が知ることが出来るよう、様々な機会を捉えて周知に努めます。
- イ 新規開業者への対応
 - 県は、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対しては、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求めるとともに、その意向を確認します。
- ウ 協議の場の設置
 - 二次保健医療圏毎に設定する協議において、新規開業の届出状況等を報告します。
- エ 外来医療機能提供体制の整備
 - 新規開業希望者が開業を希望する地域において、初期救急医療、在宅医療及び産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生を担いやすい環境整備に努めます。

【医療機器の効率的な活用】

- ア 新規購入希望者等に対する情報提供
- イ 医療機器の共同利用に係る計画
 - 医療機関が、共同利用の方針の対象となる医療機器を購入する場合は、原則として、当該医療機器の共同利用に係る計画(共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。以下「共同利用計画」という。)の作成を求めます。
- ウ 協議の場の設置